

## 中小企業融資制度

市内中小企業者の資金調達を容易にし、商工業の振興を図るため、市内金融機関や栃木県信用保証協会と連携した融資を行っています。申し込みやご相談は取扱金融機関で受け付けています。

■**融資の種類** 運転資金、設備資金、円滑化資金、創業資金、女性起業家創業資金、事業承継支援資金、新型コロナウイルス感染症経営安定化資金、災害対策資金

■**貸付利率** 1.0%～2.9%（資金の種類と融資期間による）

■**融資期間** 最長20年（資金の種類による）

■**保証料** 市が全額補助

※ただし円滑化資金は半額補助となります。

■**取扱金融機関** 足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫の市内支店

## 新型コロナウイルス感染症の影響による借入金利子補給制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定化のために運転資金を借り入れた中小企業者に対して、利子の一部を補助します。

■**対象制度**

- ・下野市新型コロナウイルス感染症経営安定化資金（市制度）
- ・栃木県新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（県制度）
- ・新型コロナウイルス感染症特別措置に係るマル経融資（日本政策金融公庫制度）

■**利子補給金の額** 借入から3年間分の利子額。上限は、借入額1,000万円及び利率1.2%の利子相当額

■**申込方法**

申請書に必要書類を添え、商工観光課に提出

■**必要書類** 同意書、契約書の写し、融資の返済を確認できる書類、納税証明書



## 工場誘致奨励金

交付には各種要件がありますので、詳しくは商工観光課までお問い合わせください。

■**対象者** 対象施設の新設や増設等を行う事業者（投下固定資産総額5,000万円以上）

■**対象事業所（使用目的）**

物品の製造、加工、修理を行う施設や情報サービス、物流、研究開発施設

※一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬、処理や処分に係る施設は除く

■**奨励金額・交付率** 納税した固定資産税・都市計画税額をもとに、交付率をかけて算出

※交付率は業種と立地の区域により3分の1、2分の1、10分の10の3種類があります。

■**奨励金の限度額** 投下固定資産総額や立地の区域により1年あたり500万円～1億円

■**交付期間** 3年間

■**申込時期** 操業開始前（要事前相談）

## 空き店舗活用事業奨励金

■**対象者** 空き店舗を借りて商業等の事業を始める方

■**空き店舗の定義**

かつて事業のために使われていた店舗で、その後、移転や閉店等により閉鎖され、3か月以上事業のために使われていないもの

■**交付額** 対象物件に係る賃借料の2分の1以内の金額（敷金・礼金等を除く）

■**交付期間** 事業を開始した月から1年間

■**限度額**

1年あたり60万円

■**交付時期** 半年ごと

■**申込時期** 事業開始前

## まちなか商店リフォーム補助金

■**対象者** 市内で店舗を営む方や空き店舗を利用して営業を開始しようとしている方で、お店の機能を維持や向上させるための改装や改修、改装に付随する設備の設置をする方

■**店舗の対象範囲**

- ・小金井駅・自治医大駅・石橋駅から概ね1.5km以内の市内に所在する店舗
- ・店舗面積が1,000㎡以下

■**補助率・限度額**

**空き店舗開業者**

補助率 2分の1

補助限度額 100万円

**既存店舗営業者**

補助率 3分の1

補助限度額 50万円

■**申込時期** 工事着工前



## 雇用奨励金

対象労働者（市内在住60歳未満）を常用雇用した場合、事業主に奨励金を交付します。

※対象者についてなど、各種条件がありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

■**交付額**

1人につき20万円

（1事業主5人まで）

■**申請期間**

対象労働者の雇用開始後6か月を経過した日から6か月以内